

〈2〉 ユーザーフレンドリーな韓国の輸出管理制度

CISTEC 輸出管理アドバイザー 畑 良三

はじめに

私は、2004年5月に韓国からの輸出管理セミナーにおける講演依頼を受けて韓国の輸出管理制度の勉強したのがきっかけで、その翌年に韓国系企業に入社したこともあって、韓国知識經濟部（以下、MKEという。）主催の輸出管理セミナーや、日本経済産業省（以下、METIという。）アジア輸出管理セミナーへ参加し、非常に関心を持って韓国の輸出管理制度を注視してきた。

韓国は特に2007年に対外貿易法を大きく改正し、その後この3年間に業務運営を強化するための戦略物資管理院（以下、KOSTIという。）の設立、輸出規制番号にECCNの導入、2005年に開通した戦略物資管理システム（以下、システム名を用いてyesTradeという。）の進化・革新などによって、貿易立国に相応しく、大幅に進化した輸出管理制度を迅速に立ち上げてきた。

一方、同時期に我が国では、外為法の大幅改正等により、UNSCR1540（2004）への対応（仲介、仮陸揚げ規制の追加）、役務取引規制の強化、そして輸出管理の徹底のための輸出者等遵守体制の構築や罰則付義務規定の新設など、輸出規制の拡大と強化が行われた。その結果、輸出関連企業、とりわけ中小企業にとっては、複雑で難解になった制度の理解と業務運用（コスト）負担が大変厳しいものになっており、遵法と貿易の円滑化のための輸出管理業務の支援が大きく求められている。

昨年の外為法の大幅改正への対応が一段落した今こそ、これら積年の課題に総力を挙げて取り組むべき時期であると考えており、その一つの参考モデルとして、以下、韓国の輸出管理制度を、法体系、制度、運営体制、システム、業務支援などの面から特

徴を中心に簡潔に紹介し、その中でも特徴的な該非判定関連の制度について詳細に紹介したい。

輸出企業に対して「ユーザーフレンドリー」な韓国の輸出管理制度を知って頂き、今後の我が国の輸出管理制度のあり方や改善施策を検討される際の参考に資して頂けるなら幸いである。

なお、記述内容や説明図などは必ずしも精緻ではない所もあるが、そこはご理解頂いて全体で捉えて頂きたい。

また、韓国の輸出管理の詳細を把握したい方は、下記を参照されたい。

- ・MKE yesTradeのウェブサイト；<http://www.yestrade.go.kr/>
- ・yesTradeの紹介；上記MKEのウェブサイト（英文版）の「yesTrade Brochure」をダウンロード併せて、安全保障貿易管理情報センター（以下、CISTECという。）発行の輸出管理ガイダンス「海外輸出管理法制度＜アジア版＞2010」の韓国の輸出管理制度に約140ページに亘り詳細を記述しているので参照されたい。

1. 韓国の輸出管理制度の概要と特徴

1.1. 輸出管理制度全般について

韓国は、「輸出管理の徹底」と「業務効率の向上」と輸出管理の相反するような2つの側面に対し、制度全体としての対処方針・戦略を明確に設定した上で、法体系、手続き制度、運営体制、システム化などの多面的な施策を統合して総合的な輸出管理制度の仕組みを築き上げられている。

特に、輸出管理を徹底するための「企業の輸出管理業務支援」というコンセプトが全体的に貫かれているように感じられる。

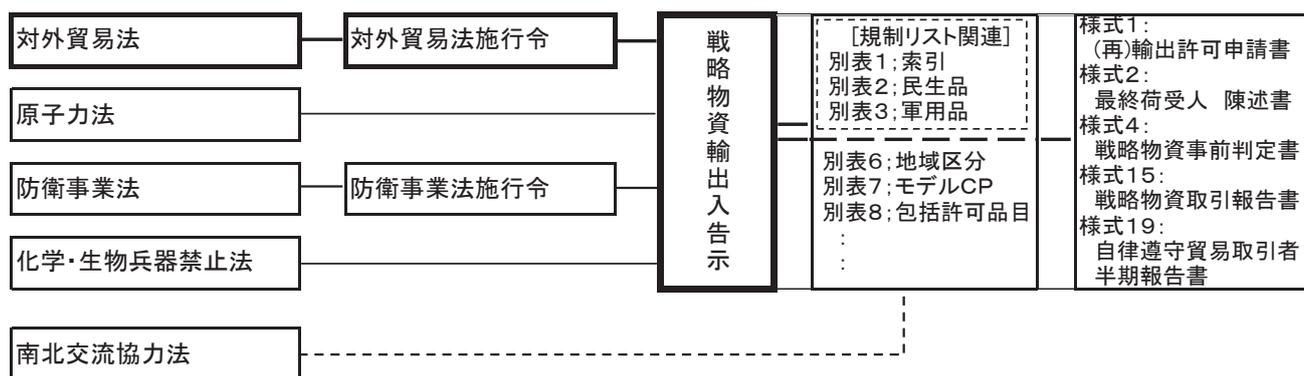


図1 韓国の戦略物資輸出管理関連法体系

1.2. 輸出管理関連法体系について

韓国の戦略物資輸出管理関連法体系の概要は図1の通り。

MKE主管となって、「対外貿易法」で輸出管理の原則を、「対外貿易法施行令」で輸出管理の運用原則を、そして「戦略物資輸出入告示（以下、告示という。）」で具体的な輸出管理手続きを規定するという3階層構造になっている。ただし、原子力、武器、CWC/BWC関連については、法令によってそれぞれの行政機関の許可機関となっている。

法体系は、非常にシンプルで判り易く、兎に角、告示と付属の別表と様式だけを見れば具体的な手続き方法、規制リスト、手続き様式の全てが揃っていて容易に把握できるようになっている。

法、政令、省令、告示、通達、…の複雑で難解な構造を持っている我が国の場合とは、かなりの違いが見られる。

また、その告示はMKE長官が公布するので、国際レジーム合意にともなう規制リストの改訂などを適時、非常に迅速に施行することができ、実際に行われている。

1.3. 輸出管理制度について

輸出管理制度を全体的に概観すれば、我が国の制度と大きな相違は見受けられないが、関係機関や企業が成すべきこと、判断基準、審査機関における審査期間、省庁間協議会の設置、該非判定のための戦略物資・技術諮問団の設置と運営、規制品目に対する意見提出制度など、制度運営のための環境整備や事前判定制度の導入、規制品目リストの韓国語/英語併記、規制番号のECCN化、事前判定結果に有効期限を設定、判定結果情報の公開制度導入など、企業での輸出管理業務実施環境の整備などが行われて

いる。

ただ一方で、許可例外などの特例や包括許可などや手続き制度の種類は、それ程多くない。このことは、特例や輸出許可の適用、手続きの選択は我が国よりもシンプルに行えることにもつながっているとも言える。

韓国はIT先進国らしく、輸出企業並びに行政機関は、yesTradeを利用することによって、オンライン/シングルウィンドウで殆どの輸出管理関連業務を実行できるようになっている。

該非判定及び判定情報管理関連の業務手続きに最もyesTradeの特徴が出ているように見受けられるので、後段で、その概要を紹介する。

1.4. 運営体制について

韓国は、2007年の法改正により『企業の戦略物資輸出入業務と管理業務を効率的に支援する』ことを目的に戦略物資管理院（以下、KOSTIという。）を設立し、下記の業務を委託しMKEと一体になって実施している。

我が国のMETIとCISTEC間の関係と基本的に異なる運営体制となっているが、業務分担（重複、曖昧さ、責任）、業務効率、受益者のコスト負担等の点で大きな相違点があると思われる。

- ①該非判定業務
- ②戦略物資輸出入管理情報システム（yesTrade）の運營業務
- ③戦略物資輸出入に対する者への教育業務
- ④戦略物資輸出入管理に関する調査・研究、及び広報支援業務
- ⑤戦略物資輸出入管理に関する国際協力支援業務
- ⑥戦略物資自律遵守貿易取引者の指定及び管理に対する支援業務

⑦戦略物資の判定及び通知に関して知識経済部長官が委託する業務

1.5. 戦略物資管理システム (yesTrade) について

韓国は、UNSCR1540 (2004) などによる国際的な輸出規制の強化への対応と、一方で輸出規制に従うことで輸出企業に重い負担を強いることになるという二律背反的な命題に 대응するには、オンライン輸出管理システムが不可欠と判断し、2005年に戦略物資管理システムを立ち上げた。その後着実に進化・定着し、2008年には利用登録者が約10,500人と輸出企業にとっては必要不可欠のシステムになっており、韓国は、このyesTradeが輸出管理制度を立ち上げようとする国々のロールモデルとなることさえも目指している。

このシステムはインターネットによる利用だけでなく、EDIにも対応し、オンラインで対応できない

者にはPC用輸出規制管理プログラムを配布するなど、輸出企業の情報インフラに沿った業務支援ツールとなっている。

yesTradeは、行政庁関連の輸出管理業務だけではなく、My Page、利用者管理機能など個別企業における社内の輸出管理のための業務機能も準備されており、企業が自社でシステムを構築すること無く、自社の輸出管理システムとしても利用できる。

即ち、このシステムによって、図2の通り輸出管理に関係するMKE、KOSTI、税関、企業が、yesTradeを中心にして連携をしながら輸出管理業務を進められていることになる。

なお、yesTradeについて別紙資料で全てのメニュー構成を紹介するので、このシステムの機能を把握していただきたい。

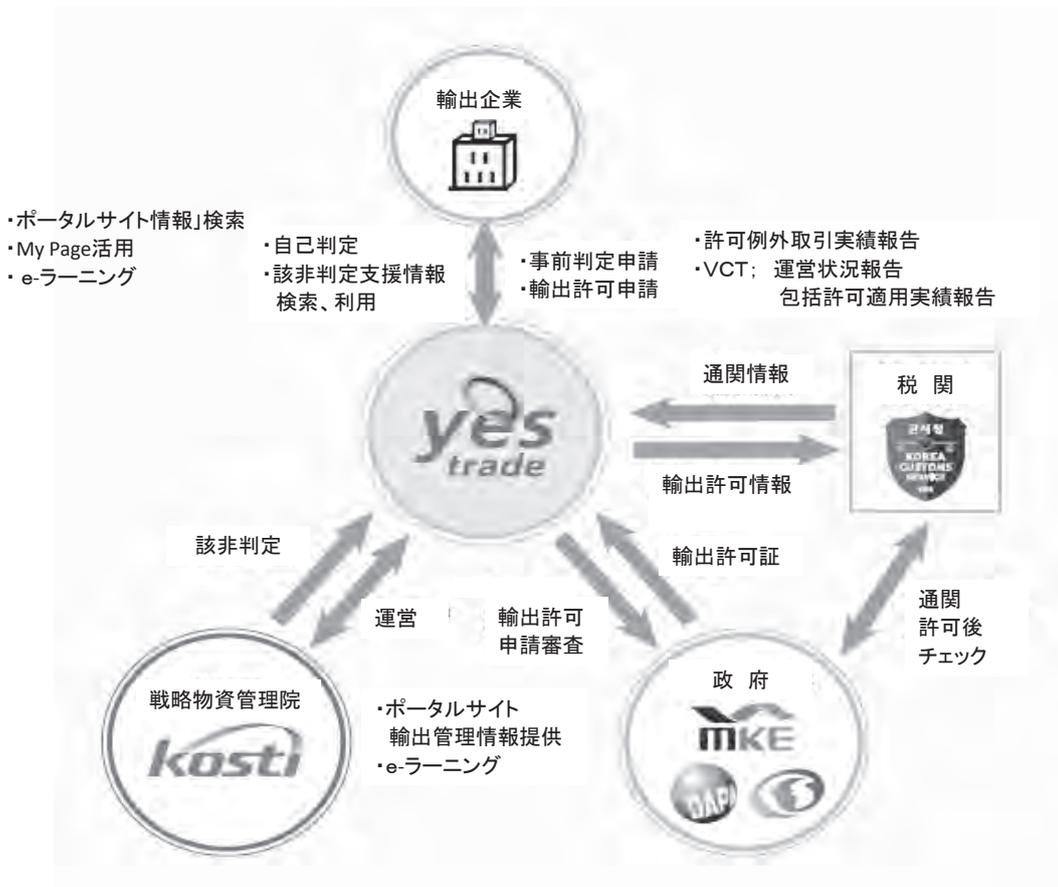


図2 yesTradeの運用主体と業務の概要

yesTrade概要紹介 [Your Export Supporter]

1. システム全般

1.1. システム構築目的

このシステムは、我が国の諸企業に、戦略物資輸出管理に対する幅広い情報を体系的に提供し、戦略物資該当の該非についての判断及び許可申請等をインターネット上で処理して、企業の履行負担を最小化するために構築

1.2. システム構成

戦略物資輸出管理システムは、大きく「戦略物資

ポータルサイト」と「判定・許可システム」に区分される。

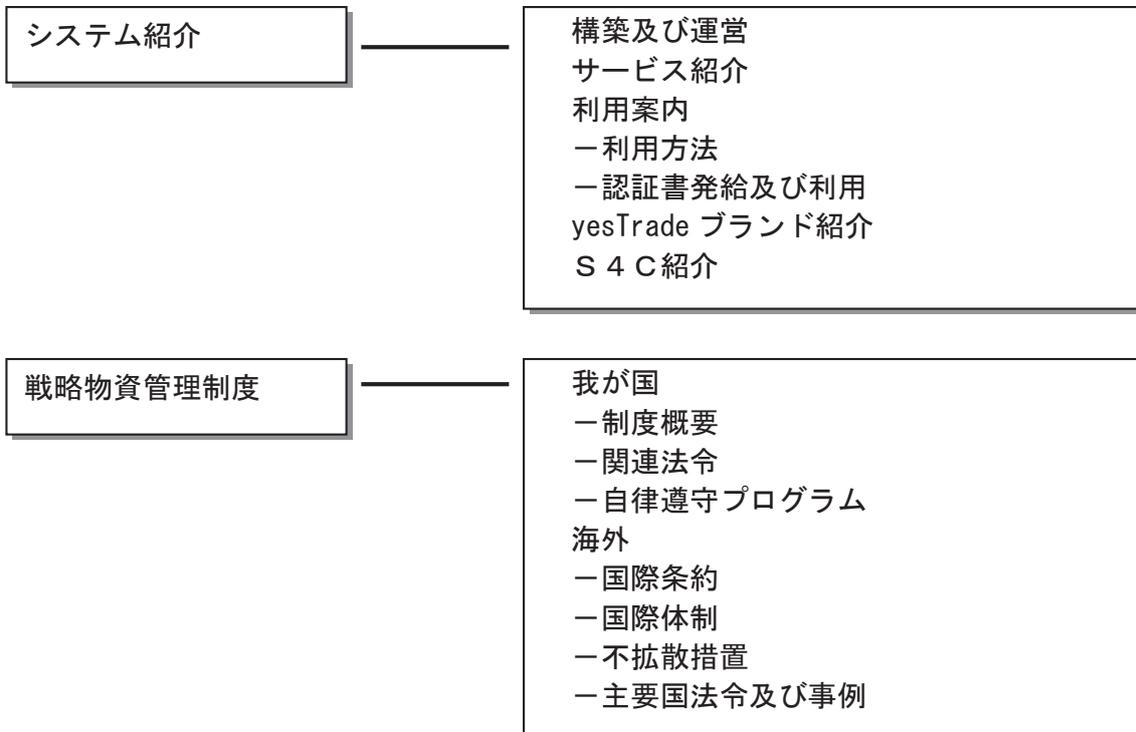
○「戦略物資ポータルサイト」；戦略物資に関するニュース、政策、輸出告示等戦略物資に関する多様な情報を提供。

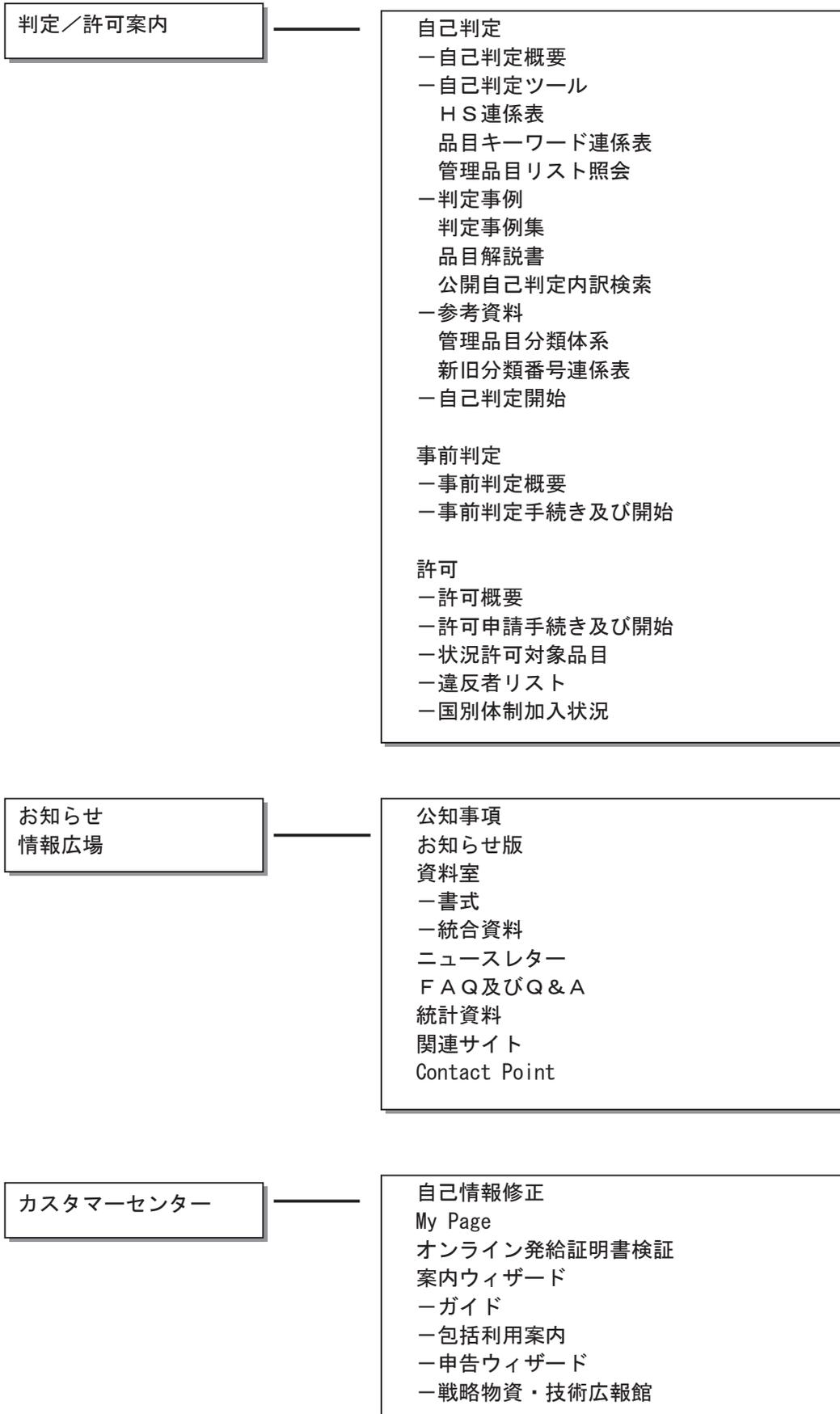
○「判定・許可システム」；輸出企業が戦略物資の判定申請及び判定内訳照会、戦略物資許可申請及び結果内訳照会等の関連申請等業務を処理することができる。

2. サービス構成

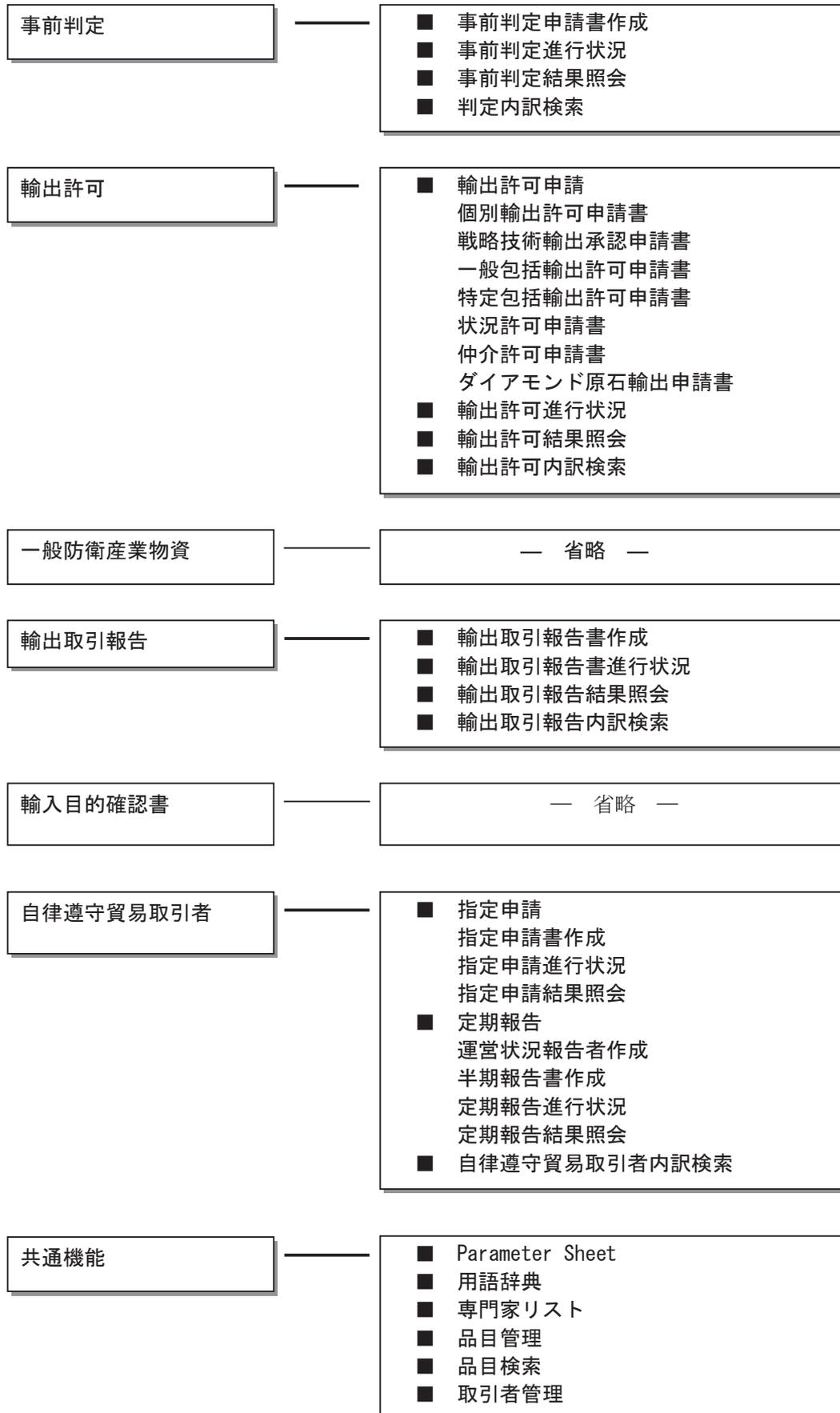
2.1. 案内ポータル

メニュー構造





2.2. 判定／許可システム



(p.13) の続き

1.6. 情報提供、教育研修

情報提供の面では、欧米・日本など海外の輸出管理関連動向など輸出企業にとって有益な情報を適宜yesTradeで提供しており、また、輸出管理教育・セミナーでは、UAEの原発の受注が決定するや関係企業向けに原発輸出の管理セミナーを開催し、UNイラン制裁が発動されるやイラン向けの対応説明会を開催するなど、時機を得たテーマに素早く情報提供や教育を行っている。

1.7. 更なる変化対応（先進化）戦略

MKEは、政策側面と情報化側面から更なる変化対応（制度の進化・改善施策）戦略を推進しようとしている。そのテーマとして次のようなものを挙げており、参考になる。

(1)政策課題

①国際競争力強化のための輸出許可制度の改善

例えば、

- ・ EU (CGEA)、英 (OGEL)、独 (GL) のような輸出許可に代わる事前許可制の導入
- ・ 米国のような需要者承認制度 (VEU) の導入
- ・ 国際レジーム参加国向け輸出の許可免除又は許可手続きの緩和
- ・ 適用許可例外（特例）コード化によって通関データから特例適用実績を把握、管理
- ・ プラント輸出を考慮した特別許可制の導入

②CP運用活性化のための法制度改善

例えば、

- ・ CP登録企業の運用実績によって等級区分し、運用に差別化された恩恵を提供
- ・ 海外子会社向け輸出許可の免除、又は許可手続きの緩和など

(2)情報化課題

①使用者の利便性強化のためのシステム高度化

②対民間サービス向上のための連携システム構築

例えば、CP登録企業とのシステム連携（EDI化）

③懸念取引者管理情報システム構築

例えば、取引者情報D/Bを構築し、懸念取引者情報提供と取引者管理

④税関システムとの連携を通じた貿易業務の統合

2. 該非判定制度の紹介

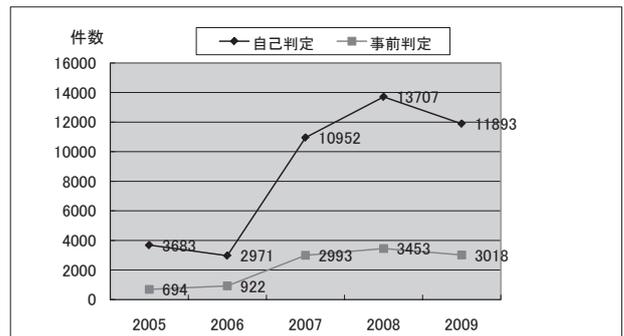
韓国は、企業に輸出管理を強いたときに該非判定の困難さが最も課題になると考えたようで、法、制度、システム化だけでなく、判定機関の審査期限、判定結果の有効期限、規制番号のECCN化など環境整備、判定結果情報の出力や検索サービスなどの事後管理、関連システムとの連携など総合的に該非判定並びに関連業務の支援や有効活用体制が整備されている。この該非判定関連システムはyesTradeの中で最も特徴的で、企業にとって非常に利便性の高いシステムである。

法（告示）により、該非判定方法を自己判定と事前判定の2つの方法に規定し、yesTradeにそれぞれ自己判定支援システムと事前判定申請システムを用意し、オンラインで自己判定若しくは判定申請ができる。

【説明】 自己判定：貿易取引者が自ら行う該非判定
事前判定：行政庁の判定機関に申請して行ってもらう該非判定

なお、2005年から2009年までの判定実績を示している。2009年の判定実績は14,911件で、その内訳は、自己判定は11,893件、事前判定は3,018件である（表1参照）。

表1 yesTradeの判定実績



yesTradeによる自己判定及び事前判定手順並びに事後管理の概要は図3の通り。

以下、各業務について概説する。

2.1. 自己判定手続き

自己判定手続は、図3中の①～⑧の手順で行う。

①当該貨物が規制品目にあるか否かを貨物のHS

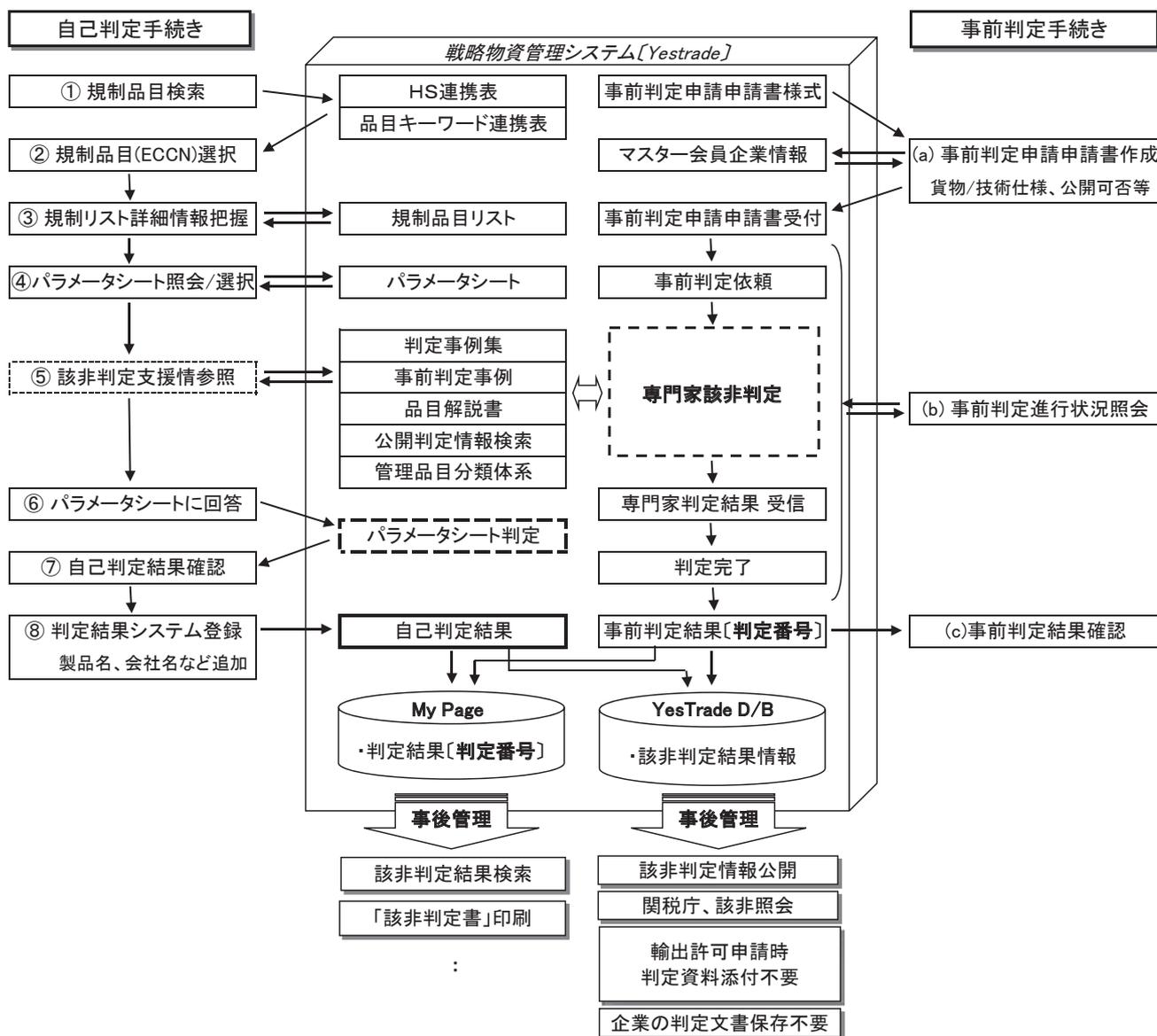


図3 yesTradeによる該非判定手続と判定情報事後管理

コードをキーにして照会する。HSコードが判らない場合は貨物の品目名をキーワードにして照会する。

- ②当該貨物と関連する規制番号（ECCN）を選択する。
- ③選択した規制番号に相当する規制品目リストから規制品目の情報を把握する。
- ④規制番号に相当する「パラメータシート」を照会し選択する。
- ⑤①から⑦の手続の間に、システム内のD/Bに用意されている「該非判定事例集（公開該非判定）」や「品目解説（CISTECのガイダンスのような参考図書）」を参照し、規制内容の理解や判断を助けることができる。

- ⑥「パラメータシート」に貨物の情報等を回答/入力
- ⑦「パラメータシート」の該非判定結果を確認
- ⑧該非判定結果に製品名、会社名、規格仕様情報、HSコード等を追加しシステムに登録

2.2. 事前判定申請手続

事前判定申請手続は、図3中の(a)~(c)の手順で行う。

- (a)事前判定申請書様式を取得、会員企業情報をシステムから入力し、その他の所要事項を入力後、製品の仕様書等技術資料を添付して、事前判定を申請。
- (b)事前判定機関の専門家による該非判定進行状況の照会が可能。

(c)事前判定結果が通知されたら内容を確認する。

(3)該非判定情報の事後管理

自社の該非判定結果をyesTradeのMy Pageで検索することができる。また、それから「該非判定書」を出力することも可能。

事前判定結果及び自己判定結果はyesTradeのD/Bに登録されると、次のようなメリットがある。

イE/L申請時に判定番号を記載すれば該非判定関連書類は提出不要

ロ判定関連資料はyesTradeに保存されるので、申請者は文書保存が不要

ハ有効期間中は該非判定は不要

ニ該非判定を公開することが出来、他社でも参照可能

ホ該非判定書をプリントアウトして輸出申告などに使用できる

へいつでも検索できるなど

3. まとめ

以上、韓国の輸出管理制度の概要と特に該非判定関連制度を紹介した。オンライン戦略物資管理システムyesTradeの構築だけでなく、法制度、情報管理/システム化のためのコード設定、運営体制作り、インフラの提供などの制度運用環境の整備も併せ総合的な施策によって、企業の輸出管理業務支援を具現化している。その特徴は、行政と企業が業務を連携した電子政府的であり、そこに企業支援のための多彩なメニューが用意されていることである。そして、今後更なる利便性の向上とCP登録企業への自主管理支援、そして同時に企業の履行状況の把握、監視・管理のを強化し質の確保向上実施を目指している。

翻って、我が国の企業は輸出管理の現状をどう見

ているか。CISTECが会員企業を対象に実施したアンケート (CISTEC Journal127号参照) や委員会のアンケート結果は我が国の輸出管理の基本的な部分で次のような課題、改善要望、企業支援を挙げている。

- ・組織体制作りのためのコストが負担
- ・システム構築 (導入)、維持運営のためのコストが負担
- ・輸出者責任の重さと自主防衛のための過剰と思われる管理が負担
- ・行政手続きが複雑、ペーパーワークや、申請書類の準備などの業務が多い
- ・法令解釈が困難、特に、該非判定の困難
- ・地方企業の地域的ハンディキャップ
- ・情報収集、図書購入などのコストが負担

上記のアンケート対象は事業規模の比較的大きな企業であるが、現在CISTEC中小企業輸出管理支援センターの委託を受けて訪問指導している中小企業ではもっと問題は大きく、輸出管理に係わる知識、要員、インフラ、時間など何れを取っても乏しくて、表現は適切ではないかもしれないが、輸出管理弱者への輸出管理業務支援が喫緊の大きな課題である。

私は長い間輸出管理に係わってきたが、近年、特にUNSCR1540 (2004) 対応の仲介取引規制導入以降、通常兵器キャッチオール規制の導入、技術情報取引規制の強化、企業遵守基準の適用などによる輸出管理の拡がり、規制強化、複雑化がそのまま企業の輸出管理負担の増加に懸かっていること、ひいては全体の管理水準の低下に繋がるのではないかと危惧の念を抱くようになってきた。我が国と韓国では運営体制などが異なるために同じ制度にすることは恐らく不可能であろうが、明確な意図を持って、革新的で大胆なユーザー (輸出企業) 志向の制度を構築されることを願っている。

執筆者紹介

畑 良三 氏



【略歴】

1988年 (株)日立製作所の事業所でCPの制定とその運用に従事その後、同社の事業本部の輸出管理部署の責任者として原子力、化学・生物プラント関連、制御用コンピュータ、半導体製造装置など幅広い分野の取引審査、米、加、露、中、印などの海外子会社のCP制定、監査・指導などを担当
その間、CISTECのABC&M専門委員長など歴任
2005年3月から本年8月まで日本サムスン(株)の貿易管理Team輸出管理担当部長
CISTECの研修会、税関研修所、大学、社外企業でも講演実績あり。
現在、CISTEC輸出管理アドバイザー、日本安全保障貿易管理学会会員